

## 富士ヶ嶺保育所

### 富士ヶ嶺保育所 重要事項説明書（令和7年度入所児用）

保育の開始に際して、富士ヶ嶺保育所(以下「当所」という。)において提供する保育に関する重要事項は、次のとおりです。

#### 1 施設運営主体

名 称	富士河口湖町
所 在 地	富士河口湖町船津1700番
電 話 番 号	0555-72-1111（代表）
代 表 者 氏 名	富士河口湖町長 渡辺 英之

#### 2 利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育施設B型
施 設 の 名 称	富士ヶ嶺保育所
施 設 の 所 在 地	富士河口湖町富士ヶ嶺1212
連 絡 先	電話番号：0555-89-2024 F A X：0555-89-2024
管 理 者	富士ヶ嶺保育所長
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前子ども
利 用 定 員	満3歳以上の児童 36人 満1歳以上満3歳未満の児童 3人 満1歳未満の児童 1人
開 設 年 月 日	昭和44年4月1日
事 業 所 番 号	—

#### 3 保育の目的・運営方針

当所は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当所は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「入所児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、入所児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当所は、入所児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、入所児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

富士ヶ嶺保育所

4 当所における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1766.19㎡
	園庭	1000.00㎡
園舎	構造	木造平屋造り
	延床面積	308.79㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
ほふく室	1室	
保育室	2室	
遊戯室	1室	
調理室	1室	
職員室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	短時間	備考
所長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	1	1		
保育補助員				

※当所では、「山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成24年山梨県条例第63号）」、「富士河口湖町立保育所条例」及び同施行規則に定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。また、職員数については、入所人数等によって変動する可能性があります。

6 開所日・休所日及び保育時間

(1) 原則的な開所日・休所日及び保育時間

開所日	月曜日から土曜日まで（土曜日は勝山保育所にて受け入れ）
休所日	日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）
保育時間	保育標準時間認定：午前7時15分から午後6時15分まで
	保育短時間認定：午前8時30分から午後4時30分まで

※保育標準時間は、原則としてフルタイムで働いている方や長期の通院が必要な方が対象です。それ以外の理由の場合は、個別に協議した上で決定いたします。

(2) 保育時間の短縮について

遠足、引き渡し訓練、運動会、生活発表会、子育て教室などの保護者に参加していただく行事の際は、基本的に行事終了時に一緒に帰宅していただきます。

年度によっては会議等の状況で保育時間が短縮される可能性があります。その際は、あらかじめ告知いたします。

7 提供する保育等の内容

当所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育の提供

上記6に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

児童年齢	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	10時00分頃	12時15分頃	15時15分頃
1歳児	10時00分頃	12時15分頃	15時15分頃
2歳児	10時00分頃	12時15分頃	15時15分頃
3歳児		12時15分頃	15時15分頃
4歳児		12時15分頃	15時15分頃
5歳児		12時15分頃	15時15分頃

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

8 利用料金

(1) 保育に係る利用者負担額（保育料）

支給認定を受けた市町村の定める利用者負担額(保育料)を、お支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほかに、保護者に負担いただくものとして以下のものがあります。

①入所準備教材費 5,000円～8,000円程度

②月刊誌代 一か月あたり500円程度

③保護者会費 園児及び保護者一人あたり一か月あたり900円

その他、保育に必要な物品の購入等で臨時に負担していただく可能性があります。その際にはあらかじめお知らせいたします。

(3) 延長保育料

・1時間あたり200円（1時間未満切り上げ。1日毎に計算します）

延長保育の利用には、あらかじめ申請していただく必要があります。

また、お迎えの時刻が保育認定時間ごとの時刻（短時間保育：16時30分、標準時間保育：18時15分）を越えた場合にも延長保育料が発生します。

9 利用の終了に関する事項

当所は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 入所児の保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 富士ヶ嶺保育所

### 10 健康診断等

当所では、嘱託医による健康診断(内科・歯科)及び身体測定を実施しています。

#### (1) 健康診断

入所児全員 (乳児及び幼児)	内科・歯科の嘱託医が年2回(春・秋)に検診を行い、成長の記録及び連絡帳に記載します。
-------------------	--

#### (2) 身体測定

入所児全員 (乳児及び幼児)	毎月1回、身長・体重の測定を行い、成長の記録及びコドモンに記載します。
-------------------	-------------------------------------

### 11 緊急時の対応方法

当所は、保育中に体調の変化等があった場合は、保護者の指定する緊急連絡先に連絡し、必要に応じて嘱託医へ連絡をとるなど対応を講じます。

#### (1) 嘱託医 (内科)

名 称	医療法人社団青虎会 フジ河口湖クリニック
医 師 名	医療法人社団青虎会 フジ河口湖クリニック
所 在 地	富士河口湖町船津6887番地
電 話 番 号	0555-72-3298

#### (2) 嘱託医 (歯科)

名 称	ヒデキ歯科クリニック
医 師 名	白壁 秀規
所 在 地	富士河口湖町船津1501-4
電 話 番 号	0555-72-1156

#### (3) 消防署

名 称	富士五湖消防本部河口湖消防署
所 在 地	富士河口湖町船津1745番地
電 話 番 号	0555-72-0119

#### (4) 警察署

名 称	富士吉田警察署
所 在 地	富士吉田市旭1-5-1
電 話 番 号	0555-22-0110

## 富士ヶ嶺保育所

### 1.2 要望・苦情等に関する相談窓口

当所では、要望・苦情等に係る窓口を以上のとおり設置しています。

当 所 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口担当者 富士ヶ嶺保育所保育士</li> <li>・ 苦情解決責任者 富士ヶ嶺保育所長</li> <li>・ 第三者委員 丸本 康範 渡邊 美佐子</li> <li>・ ご利用時間 8：30～17：15(月～金)</li> <li>・ 電話番号 0555-89-2024</li> </ul> <p>担当者不在の場合・第三者委員と連絡をとりたい場合は、富士河口湖町役場までお申し出ください。</p>
-------------	---

### 1.3 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める、防災計画・消防計画書により対応いたします。
防 災 設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動火災報知機 有</li> <li>・ ガス漏れ報知機 有</li> <li>・ 非常用電源 有</li> <li>・ カーテン防災処理 有</li> <li>・ 非常灯・誘導灯 有</li> <li>・ 非常警報装置 有</li> <li>・ ガラス飛散防止処理 有</li> </ul>
備 蓄 品	・ 飲料水 ・ 災害用ビスケット・米・オムツ
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

### 1.4 虐待防止のための措置

(1) 当所は、入所児の人権擁護・虐待防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。

(2) 職員または養育者による子どもへの虐待を発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律の定めに伴い、児童相談所等の適切な機関に通報します。

### 1.5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当所では、以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	災害共済給付
保 険 の 内 容	負傷・疾病・障害・死亡
保 険 金 額	<p>負傷・疾病：医療保険並みの療養に要する費用の額の4/10</p> <p>障害：44万円～4,000万円</p> <p>死亡：1,500万円～3,000万円</p> <p>※負傷・疾病については、療養に要する費用が5,000円以上のもの</p> <p>※金額は令和6年度のもの。</p>

## 富士ヶ嶺保育所

### 1.6 保育所における ICT システムについて

当所では、以下のシステム運用に伴い、株式会社コドモンが運営するサーバーへ保護者名・児童名、性別、生年月日、電話番号などの情報を提供いたします。なお、当所における上記情報の利用については「富士河口湖町情報セキュリティポリシー基本方針ならびに対策基準」に準拠いたします。

システム名	CoDMON (コドモン)
システム開発者	株式会社コドモン 東京都港区三田3丁目1-4Net1. 三田ビル4F 代表取締役 小池義則
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・保育所保護者間連絡（欠席連絡や緊急時連絡等）</li><li>・児童登降園管理</li><li>・その他保育所運営に必要な事項</li></ul>

### 1.7 当所におけるその他の留意事項

喫煙	当所の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動 政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

富士ヶ嶺保育所

令和7年度 富士ヶ嶺保育所  
重要事項説明及び個人情報使用に関する同意書

富士ヶ嶺保育所における保育の提供を開始するに当たり、重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名：富士ヶ嶺保育所長

私は、富士ヶ嶺保育所の利用に当たっての重要事項の説明を受け、保育の利用に関して同意しました。また、入所児及び保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。また、保育所において知り得た個人情報は、「家族以外の第三者」には決して伝えません。

- 保育所内外での友だちとのスナップ写真撮影
- 運動会・生活発表会などのCATV収録
- 小学校への円滑な移行を図るために、情報を共有すること
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと
- 保育所 ICT システム導入により株式会社コドモンへ必要な情報提供を行うこと
- その他、保育所で運営上必要とする書類

富士河口湖町長 殿

令和 年 月 日

保護者住所：富士河口湖町

保護者氏名：

入所児童名	生年月日
	年 月 日生

緊急連絡先①	住 所： 電 話 番 号： 氏 名：
緊急連絡先②	住 所： 電 話 番 号： 氏 名：